消費税法施行規則の一部を改正する省令

消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「又は第四十四条の十三第一項（手数料）」の下に「又は第四十四条の十三第一項（手数料）」を加える。

附　則

この省令は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

○財務省令第二十二号

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）及び酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、酒税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

酒税法施行規則等の一部を改正する省令

（酒税法施行規則の一部改正）

第一条　酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「連続式蒸留しようちゆう」を「連続式蒸留焼酎」に、「単式蒸留しようちゆう」を「単式蒸留焼酎」に改める。

第一条の二中「でんぷん質物」を「でん粉質物」に改める。

第二条第二項中「第三条第二項第一号」を「第三条第二項第二号」に改め、同条第三項中「第三条第二項第二号」を「第三条第二項第三号」に改める。

第七条の五第三項中「印鑑証明書」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一　個人　当該個人の次に掲げるいずれかの書類

イ　印鑑証明書

ロ　申請者の住所及び氏名と同一の住所及び氏名が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該申請者が本人であることを確認するに足りるものの写し

二　法人　当該法人の次に掲げるいずれかの書類

イ　印鑑証明書

ロ　法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条（法人番号の通知）（同令第三十九条第四項（届出による法人番号の指定等）において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、当該法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載のあるものに限る。）の写し

第九条の二中「酒類製造者（酒類の製造免許（法第七条第一項に規定する製造免許をいう。第十六条第三号において同じ。）を受けた者をいう。以下同じ。）が自己の酒類の製造場へ引き取るためのもの（当該酒類製造者が製造した酒類と混和して更に移出することが明らかなものに限る。）　当該酒類の製造場

二　酒類製造者が自己の酒類の製造場又は蔵置場へ引き取るための酒類（当該酒類製造者が当該酒類の製造場又は蔵置場で容器に詰めて更に移出することが明らかなものに限る。）　当該酒類の製造場又は蔵置場

第十三条第一項の表合成清酒の項中ハ及びニを削り、ホをハとし、ヘをニとする。

第十三条第三項第一号中「でんぷん」を「でん粉」に改める。

第十六条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第二条　酒税法施行規則の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「着色料」を「原料」に改め、同条中「第六条」を「第六条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　令第六条第一項第二号に規定する財務省令で定める香味料は、コリアンダー又はその種のほか、ビールに香り又は味を付けるため使用する次の各号に掲げる物品とする。

一　こしょう、シナモン、クローブ、さんしょうその他の香辛料又はその原料

二　カモミール、セージ、バジル、レモングラスその他のハーブ

三　かんしょ、かぼちゃその他の野菜（野菜を乾燥させ、又は煮つめたものを含む。）

四　そば又はごま

五　蜂蜜その他の含糖質物、食塩又はみそ

六　花又は茶、コーヒー、ココア若しくはこれらの調製品

七　かき、こんぶ、わかめ又はかつお節

第四条の次に次の一条を加える。

（ビールに類似する酒類の性状の測定方法等）

第四条の二　令第七条の二第一号に規定する財務省令で定める方法は、当該酒類（濁りのある酒類にあつては、それを取り除いたものとする。第三項において同じ。）百立方センチメートルに十五立方ミリメートルのオクチルアルコールを加え、温度約二十度において二十分間かくはんした後、その十立方センチメートルを遠沈管に採り、これに六モル毎リットルの塩酸〇・五立方センチメートル及びイソオクタン二十立方センチメートルを順次加え、当該遠沈管に共栓をして二百四十回毎分から二百六十回毎分の範囲の速度で十五分間振とうし、それを三千回毎分で五分間遠心分離して得られたイソオクタン層について、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項（日本工業規格）に規定する日本工業規格に定める吸光光度分析通則（第三項及び次条において「吸光光度分析通則」という。）に従い、光路長十ミリメートルの吸収セルを用いて波長二百七十五ナノメートルにおけるイソアルファー酸及び還元型イソアルファー酸に由来する吸光度を純粋なイソオクタンを対照として測定する方法とする。

2　令第七条の二第一号に規定する苦味価の算出は、前項に規定する方法により測定した吸光度に五十を乗じて行う。

3　令第七条の二第二号に規定する財務省令で定める方法は、炭酸ガスを抜く処理を施した当該酒類について、吸光光度分析通則に従い、光路長十ミリメートルの吸収セルを用いて波長四百三十ナノメートルにおける吸光度を測定する方法とする。ただし、当該吸光度が〇・八以上である場合には、〇・八未満となるように当該酒類を蒸留水で希釈した上でこの項前段に規定する方法によつて測定する方法とする。

4　令第七条の二第二号に規定する色度の算出は、前項に規定する方法により測定した吸光度に二十五（同項ただし書の規定により希釈した場合にあつては、二十五に希釈率を乗じて得た数値）を乗じて行う。

第五条中「工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格に定める」を削る。

第七条の七中「第十八条の二第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条　削除

第十三条第六項「同号イに係る部分」を「イ及びホ（同号イに掲げる酒類に令第七条第四項に規定する植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限る。）」に改める。

第十六条第三号を削る。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「連続式蒸留しようちゆう」を「連続式蒸留焼酎」に、「単式蒸留しようちゆう」を「単式蒸留焼酎」に改める。

第二条中「第七条但書」を「第七条ただし書」に改める。